



愛知労働局発表  
平成28年5月30日

【照会先】

愛知労働局 職業安定部 職業対策課  
課長 榊原 晴親  
課長補佐（高齢・障害担当） 福崎 守  
地方障害者雇用担当官 飯田 真由美  
電話：052（219）5507

報道関係者 各位

医療機関とハローワークの「チームの力」で  
精神障害者の就労を支援します！！  
～愛知労働局で「モデル事業」を実施～

愛知労働局では、医療機関とハローワーク名古屋南との間で協定を締結し、精神障害者に対する『医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）』を平成28年6月から実施します。

《連携先医療機関》

- ・医療法人静心会 豊明市栄町南館3-879  
桶狭間病院 藤田こころケアセンター  
藤田メンタルケア サテライト徳重北  
藤田メンタルケア サテライト前後駅前
- ・鳴海ひまわりクリニック 名古屋市緑区鳴海町三皿29-1

1 趣旨・目的

このモデル事業は、精神障害者の雇用を促進するためには精神科医療機関とハローワークの連携が重要であることから、地域における医療機関と協定を締結し就労支援を推進するため、昨年度全国4局で試行実施し、今年度愛知労働局を含む全国22局において本格的に実施することとしたものです。

2 実施内容【別添資料参照】

精神科医療機関で行う就労支援プログラムを利用し就職を希望する者を対象に、医療機関とハローワークの担当者が中心となって「就労支援チーム」を結成し、就職に向けた準備から就職、職場定着までの一貫した支援を実施します。

ハローワーク名古屋南では、下記（1）～（4）の取り組みにより今年度の支援対象者を50人とし、50%以上の就職とその後の職場定着を目指しています。

- （1） 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練のあっせん等
- （2） 職場実習等の機会の提供
- （3） 医療機関とハローワークの担当者によるケース会議の開催
- （4） 就職後の職場定着支援の実施

### **3 この取り組みにより期待できる効果**

前記2つの医療機関には、従来よりそれぞれ独自の就労支援プログラムがあり、精神障害者の就労支援を行っていたところですが、専任の支援担当者がいない体制の中で、なかなか雇用へと結びつけることができない現状にありました。

今回のこの取り組みで、医療機関の専門的知見に基づく就労支援プログラムとハローワークによるきめ細やかな就職支援を協定に基づく一貫した仕組みで行うことによって、医療機関及びハローワークがそれぞれの強みを発揮できる環境をつくり、今までなかなか就職することができなかつた精神障害者の方への支援が一層充実することで雇用に結びつく可能性が高まることが期待できます。

# 医療機関とハローワークの連携による就労支援モデル事業の実施について

## 1 目的

都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

## 2 事業実施体制(協定に基づく就労支援チーム)

### ・医療法人 静心会

桶狭間病院 藤田こころケアセンター  
藤田メンタルケア サテライト徳重北  
藤田メンタルケア サテライト前後駅前

### ・鳴海ひまわりクリニック

- ①一定の実績のある就労支援プログラムを実施。
- ②支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ③事業実施体制の整備がされている。

医療機関就労支援プログラム担当者  
(看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士)

事業周知・参加希望者の把握

協定締結

- ①事業実施計画
- ②個人情報の相互利用・守秘義務

ハローワーク名古屋南

連携・調整

事業責任者(統括職業指導官)  
就職支援コーディネーター(医療機関連携担当)

支援対象者

- ①求職登録者・離職中である者(在職者は除く)
- ②障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③両機関で個人情報を共有することに同意している者

「就労支援チーム」による就職支援

## 3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「**チーム支援事業**」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ②職場実習等の機会の積極的な提供
- ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

## ■ 障害種別新規求職申込件数の年次推移

